

府地創第 234 号
令和 6 年 6 月 28 日

各都道府県
財政担当課
市区町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

臨時交付金を活用した事業の実施状況とその効果の公表状況に関する周知
及び令和 5 年度完了事業の公表に関する依頼について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「コロナ臨時交付金」という。）及び、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）の円滑な運用については、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

コロナ臨時交付金は、地域の実情に応じて必要な事業をきめ細かく行えるよう、新型コロナウイルス感染症への対応として必要な事業であれば、自由度高く活用が可能な制度です。

また、重点支援地方交付金は、地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とした制度です。

このため、当該交付金の使途や効果について各地方公共団体が地域住民等に公表することは、臨時交付金制度について国民にご理解を得ていく上で、重要です。

令和 5 年 6 月 16 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づき策定された「新経済・財政再生計画改革工程表 2023」においては、地方創生臨時交付金事業について、実施状況及び効果を公表している地方公共団体数 100%を目指すこととされているところです。

つきましては、各地方公共団体における公表状況について、下記のとおりご対応をお願いします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いたします。

記

1. 公表状況調べの結果について（周知）

今般、「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べについて（依頼）」（令和 6 年 6 月 3 日付け事務連絡）等を基に各地方公共団体における臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況を取りまとめたので、今後の業務の参考とされるよう周知いたします。

各地方公共団体におかれては、令和 4 年 9 月 2 日付け事務連絡、令和 5 年 3 月 29 日付け事務連絡、令和 5 年 8 月 7 日付け事務連絡及び令和 6 年 4 月 3 日付け事務連絡の公表事例も参

考とし、適切な方法により、事業の実施状況及びその効果の検証を公表されるようお願いいたします。

2. コロナ臨時交付金の公表の報告について（依頼）

制度創設当初に発出した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）より、各地方公共団体において、事業終了後に、臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表するよう要請してきたところであり、令和4年12月には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付け通知）を一部改正し、交付対象事業の実施状況及びその効果について、地方公共団体はインターネット等の利用により公表するよう制度化したところです。

令和5年度に実施した事業の実施状況及びその効果の公表については、令和6年度末までにインターネット等の利用により公表してください。令和6年度に実施する事業の実施状況については、迅速に公表していただくようお願いします。

その上で、令和5年度実施事業の実施状況及びその効果の公表が完了した地方公共団体におかれましては、下記4のとおり市町村は様式2-2、都道府県は様式2-1により公表状況（完了報告）について、それぞれ都道府県、国へ報告ください。

都道府県におかれましては、報告を受けた上記の公表状況を確認するとともに、貴管内の公表の進捗状況を取りまとめの上、公表が完了していない団体を含む全団体の取りまとめ状況を様式1-2に記載し提出ください。

なお、報告をいただいた公表状況等については、今後、内閣府の効果検証等に活用し、情報の開示等を行う場合がありますので、ご承知おき下さい。

3. 重点支援地方交付金の公表の報告について（依頼）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付制度要綱（令和6年4月1日一部改正）において、地方公共団体は、実施計画に基づき交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果を事業が完了した日の属する年度の翌年度末までにインターネット等の利用により公表するとともに、事業完了年度の翌々年度の4月末までに内閣総理大臣に公表の完了を報告するものとしています。

令和5年度に実施した事業の実施状況及びその効果の公表については、令和6年度末までにインターネット等の利用により公表してください。令和6年度に実施する事業の実施状況については、迅速に公表していただくようお願いします。

その上で、令和5年度実施事業の実施状況及びその効果の公表が完了した地方公共団体におかれましては、下記4のとおり市町村は様式2-2、都道府県は様式2-1により公表状況（完了報告）について、それぞれ都道府県、国へ報告ください。

都道府県におかれましては、報告を受けた上記の公表状況を確認するとともに、貴管内の公表の進捗状況を取りまとめの上、公表が完了していない団体を含む全団体の取りまとめ状況を様式1-2に記載し提出ください。

なお、報告をいただいた公表状況等については、今後、内閣府の効果検証等に活用し、情報の開示等を行う場合がありますので、ご承知おき下さい。

4. 回答期限等について

【対象事業】

令和5年度に完了した全事業（令和5年度実施計画に記載され、繰越をしていない各事業（年度終了実績報告で完了とした事業）を含む）が対象。

【回答期限】

令和7年4月30日（水）12:00

【回答者】

都道府県
市町村（特別区を含む。）

【回答様式】 集計のため Excel 様式で提出

（1）コロナ臨時交付金

様式1-1及び1-2（都道府県知事→内閣総理大臣）

様式2-1（都道府県知事→内閣総理大臣）

様式2-2（市町村長→都道府県知事）

（2）重点支援地方交付金

様式1-1及び1-2（都道府県知事→内閣総理大臣）

様式2-1（都道府県知事→内閣総理大臣）

様式2-2（市町村長→都道府県知事）

（令和5年度実施事業の実施の状況、その効果の検証について公表を完了していない場合）

※任意様式

各事業の①公表状況、②公表していない理由、③公表予定時期を記載した公表計画
（市町村長→都道府県知事→内閣総理大臣）

【提出先】

各都道府県は、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出は不要です。

メール送付先：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

【問合せ先】

内閣府地方創生推進室 臨時交付金担当

埴・永持・新津・仙田・鳥居・窪田・矢野・横山・増田・北村・柴田

メール：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp